

コロナ特例の整理(老健施設)

文書名等		サービス類型	質問	回答	継続or一部修正or終了	No
文書名	問番号					
第1報	1(3)	施設サービス 居住系サービス	(3)被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合	具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考： 別の介護保険施設や医療機関等に一時的に避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。 ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。	一部修正	2-(1)
第1報	1(4)	施設サービス 居住系サービス	(4)やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合	具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考： 被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。なお、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。	一部修正	2-(1)
第1報	2(11)	介護保険施設 (短期入所含む)	(11) 介護保険施設(短期入所含む)	具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考： (11) 介護保険施設 ① 避難前と避難後で別のケアを行っている場合 避難前の施設等においてユニットケアを受けていた利用者が、避難先において 従来型 個室などの異なる環境で サービスを受けている場合、避難前の施設等において提供していたサービス(ユニットケア)を継続して提供していると判断できるときは、従前の算定区分により請求して差し支えない。 ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。 ② ユニット型個室を多床室として使用した場合 避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。 ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。 ③ 被災地における施設基準の考え方について 被災地の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させたことにより、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準について、被災前にこれらを満たしていた介護保険施設が、当該基準を満たさなくなった場合であっても、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。 ④ 被災地以外における施設基準の考え方について 被災地以外の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させた場合にあっては、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、被災地から受け入れた入所者又は入院患者を除いて算出することができる。 (※)介護老人保健施設、病院、診療所及び介護医療院により行われる(介護予防)短期入所療養介護を含み、①及び②については(介護予防)短期入所生活介護を含む。	一部修正	2-(1)
第5報	1	介護老人保健施設	都道府県等が、公衆衛生対策の観点から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か。	可能である。	継続	1
第5報	2	介護老人保健施設	介護老人保健施設が感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから、自主的に入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合、問1と同様の考え方でよいか。	貴見のとおり。ただし、入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。 なお、新型コロナウイルス感染症の疑いや濃厚接触の疑いがない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。	継続	1
第8報	6	介護老人保健施設	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」(令和2年3月26日付 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室(ほか連名事務連絡)問1及び2)について、入所又は退所の一時停止に関して、感染状況等を踏まえ一部の地域からの入所や一部の地域への退所のみ停止している場合も同じ取扱いの対象となるという理解でよいか。	貴見のとおり。なお、その場合であっても、自主的に一時停止等を行う場合は、一時停止等を行う期間及び理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。	終了	3

第12報	II	短期入所生活介護 短期入所療養介護	なし	<p>1 短期入所生活系サービス事業所が提供するサービス日数を3で除した数(端数切上げ)回数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。</p> <p>※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。</p> <p>2 なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間(短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数(端数切上げ)と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。</p> <p>3 また、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、緊急短期入所受入加算を算定することができないため、まず認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定し、同加算を算定できない日数を3で除した日数と、短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日と比較して少ない日数につき、緊急短期入所受入加算の算定を可能とする。</p>	終了	3
第16報	1	施設サービス	<p>ユニットリーダー研修については、「新型コロナウイルス感染症に係るユニットリーダー研修の取扱いについて」(令和2年2月28日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)(別添1)において、実地研修の延期・中止、当該年度に実施できない実地研修については、来年度、指定された実地研修施設において研修を受講できるものとして取り扱うことを検討するよう通知されている。新型コロナウイルス感染症の影響により実地研修の中止・延期が継続している中において、人員基準上のユニットリーダー研修実地研修未修了者の人員基準上の取扱い如何。</p>	<p>ユニットリーダー研修については、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じていることから、特別措置として、当面の間、講義・演習を受講済みであって実地研修は未修了の者について、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。</p>	一部修正	2-(2)
第16報	2	施設サービス	<p>ユニットリーダー研修及びユニットケア施設管理者研修については、「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について(平成29年6月1日老高発0601第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)(別添2)によりカリキュラムが示されているところであるが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた対応如何。</p>	<p>ユニットリーダー研修及びユニットケア施設管理者研修の講義・演習部分については、令和2年度第一次補正予算において通信教材を作成しているところであり、これを活用するなどオンライン化を図ることが望ましい。なお、通信教材については、別途DVD媒体で10月下旬頃に郵送する予定であることを申し添える。</p> <p>社会福祉施設等における面会も含めた感染拡大防止のための留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)(別添3)においてお示したところであるが、ユニットリーダー研修における実地研修の実施については、地域の感染状況等を踏まえ、各自自治体において委託先と協議の上実施の可否を検討し、委託先及び実地研修施設へ方針等を周知すること。</p> <p>なお、ユニットリーダー研修及びユニットケア施設管理者研修をオンライン以外で実施するに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修受講者が発熱、のどの痛み、倦怠感、嗅覚・味覚障害等の症状を有する場合は受講を断ること</li> <li>・ 研修中のマスク着用、研修前後の手指消毒を求めること</li> <li>・ 研修に使用する机、椅子、ドアノブ等の清掃及び消毒を行うこと</li> <li>・ 人と人との距離をとること(Social distancing: 社会的距離)</li> <li>・ 定期的に換気を行うこと</li> </ul> <p>などの適切な感染防止対策を講じること。また、研修目的及びカリキュラム内容に沿っていれば、具体的な実施方法については、各自自治体において柔軟に判断することで差し支えない。</p>	継続	1
第17報	1	施設サービス	<p>介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関(受け入れ予定の医療機関を含む)から退院患者を受け入れた場合は、人員基準等の柔軟な取扱いが可能か。</p>	<p>可能である。</p> <p>例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所(居)者を除いて算出することができる。</p> <p>なお、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、(介護予防特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)、(介護予防 認知症対応型共同生活介護)においても同様である。</p>	継続	1
第18報	1	施設サービス	<p>介護保険施設(介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)を受け入れた場合に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携</li> <li>・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供</li> <li>・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備</li> </ul> <p>が必要になること等を適切に評価する観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。</p>	<p>介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能である。</p> <p>なお、本取扱いによる加算を令和3年2月サービス提供分及び令和3年3月サービス提供分に算定する者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年2月サービス提供分及び令和3年3月サービス提供分については月遅れ請求とし、令和3年5月審査以降に、請求明細書を提出する。</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年2月サービス提供分(令和3年3月サービス提供分)を3月(4月)に請求するに当たり、本取扱いによる加算の請求は行わず、他の加算や基本報酬に係る請求のみを行い、5月審査以降に、保険者に対して過誤調整の申し立てを行い、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出する。等の取り扱いを行うこと。このような請求の取扱いを含め、本加算の算定について、利用者から事前の同意を得る必要があること。</li> </ul> <p>なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第17報)」(令和2年12月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡)でお示したとおり、自治体の要請等に基づき退院患者を受け入れた場合は、例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所(居)者を除いて算出することができる等の柔軟な取扱いが可能であるが、本加算の算定対象となる者についても同様の取扱いが可能であること。</p>	継続	1

第19報	1	施設サービス	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第18報)」(令和3年2月16日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡)における退所前連携加算の算定に関して、介護老人保健施設の退所前連携加算については、令和3年度介護報酬改定において入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)及び入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)に見直されたが、令和3年4月1日以降はどちらを算定すればよいか。</p>	<p>(1)令和3年3月31日以前に入所した場合 算定可能日数の残期間を2で除して割り切れる場合、4月1日から当該残期間を2で除した日数は入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)を算定し、それ以降の残期間は入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)を算定する。 算定可能日数の残期間を2で除して割り切れない場合、4月1日から当該残期間を2で除して1未満の端数を切り上げた日数は入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)を算定し、それ以降の残期間は入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)を算定する。 (例1)令和3年3月20日に入所した場合 ・3月20日から3月31日まで(12日間):退所前連携加算(500単位) ・4月1日から4月9日まで(9日間):入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位) ・4月10日から4月18日まで(9日間):入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位) (例2)令和3年3月21日に入所した場合 ・3月21日から3月31日まで(11日間):退所前連携加算(500単位) ・4月1日から4月10日まで(10日間):入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位) ・4月11日から4月19日まで(9日間):入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位) (2)令和3年4月1日以降に入所する場合 入所した日から起算して15日間は入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)を算定し、入所した日から起算して16日から30日までは入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)を算定する。</p>	継続	1
第21報	1	介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院	<p>介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院における医師が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員配置基準の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>介護老人保健施設の医師が、自施設の入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる。ただし、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこと。 なお、介護療養型医療施設及び介護医療院の医師についても同様の対応を行って差し支えないこと。</p>	継続	1
第27報	1	通所系サービス	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第9報)」(令和2年4月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等において、通所系サービス事業所が居宅を訪問できる限りのサービスを提供した場合及びサービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行う場合の報酬の取扱いとして実際のサービス提供時間の区分に対応した報酬区分で算定する等が示されているが、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域において、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するという観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。</p>	<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら(※)必要な介護サービスを継続するという観点から、①訪問サービスへの切替及び②通所サービスの提供時間短縮における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる。(※)感染防止対策の更なる徹底としては、「介護現場における感染対策の手引き」 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf</a>)</p>	終了	3